

こども家庭科学研究費補助金等により取得した財産の取扱いについて
(令和5年6月12日こ成母第98号母子保健課長決定)

(令和5年7月3日こ成母第161号一部改正)

1 趣旨

こども家庭科学研究費補助金、こども家庭行政推進調査事業費補助金若しくは保健衛生医療調査等推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けた研究者又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が、補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具その他の財産（以下「機械器具等」という。）であって、その価格が単価50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する処分を行うに当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条、こども家庭科学研究費補助金等取扱規程（令和5年こども家庭庁告示第10号。以下「取扱規程」という。）第12条第10号及び「保健衛生医療調査等推進事業費補助金交付要綱」（令和5年4月21日こ成母第37号。以下「AMED交付要綱」という。）第18条第2項の規定により、こども家庭庁長官の承認が必要とされているところである。

これらの機械器具等について、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で研究活動に利活用する場合には、下記のとおり、適正化法第22条の規定による財産処分の承認の手續の簡素化を図ることとする。

2 対象範囲

補助金の目的に沿って、本来の研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、次に掲げる機関に所属する研究者が当該所属機関等に機械器具等の無償譲渡を行う場合又はAMEDが研究開発機関等（AMED交付要綱第2条に定める補助事業により実施される研究開発及び当該研究開発の環境の整備等を行う研究機関をいう。以下同じ。）に機械器具等の無償譲渡を行う場合には、下記3の取扱いを適用する。

また、次に掲げる機関に所属する研究者、当該所属機関又はAMEDが、他の研究開発に使用するために転用又は貸付を行う場合には、下記4の取扱いを適用する。

- (1) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (3) 研究を主な事業目的としている一般社団法人及び一般財団法人
- (4) 研究を主な事業目的としている、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に規定する独立行政法人

(5) その他こども家庭庁長官が適当と認めるもの

3 無償譲渡に関する特例

2の(1)から(6)までに掲げる機関に所属する研究者又はAMEDが、2の前段に規定する無償譲渡を行う場合の特例について、次のように定める。

(1) 原則として、研究代表者、補助金の交付を受ける研究分担者又はAMEDが、あらかじめ、別紙様式1により、こども家庭庁長官に当該無償譲渡について報告するものとする。当該報告があった場合には、こども家庭庁長官の承認があったものとして取り扱い、当該財産処分に係る補助金相当額の国庫納付は不要とすること。

(2) 研究期間中に無償譲渡を行う場合においては、研究者が研究事業の目的を達成するために機械器具等を使用すること。

(3) 無償譲渡を受けた所属機関又は研究開発機関等においては、研究事業と類似した研究活動に使用すること。また、備品台帳などで適正に管理し、かつ効率的な運用ができること。

(4) 無償譲渡を受けた所属機関又は研究開発機関等においては、元の財産の取得時から起算してこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでの間は、所定の手続きを経ることなく財産処分を行わないこと。

なお、無償譲渡を行った研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究者が新たに所属することとなる所属機関において当該機械器具等を使用することを希望する場合には、当該研究者から無償譲渡を受けている研究機関は、自らが定める規程等に基づき、当該研究者に当該機械器具等を返還すること。

(5) 補助金の交付を受けない研究分担者が、補助金の目的に沿って、本来の研究事業と類似した研究活動に適正に活用するため、補助金により取得した機械器具等を当該研究分担者の所属機関に無償譲渡することについては、これを妨げないこと。ただし、この場合においても、機械器具等を総括管理する研究代表者又は補助金の交付を受ける研究分担者が、当該事実を確認の上、こども家庭庁長官に報告を行うこと。

4 購入した機械器具等の有効活用に関する特例

2の(1)から(6)までに掲げる機関に所属する研究者又はAMEDが、補助事業で購入した50万円以上の機械器具等について、業務時間内の時間帯を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で、一時的に(当該年度を超えない範囲で)他の研究開発に使用するために転用又は貸付を行う場合の特例について、次のとおり定める。

(1) 原則として、研究代表者、補助金の交付を受ける研究分担者又はAMEDが、あらかじめ、別紙様式2により、こども家庭庁長官に当該無償譲渡について報告するものとする。当該報告があった場合には、こども家庭庁長官の承認があったものとして取り扱い、当該財産処分に係る補助金相当額

の国庫納付は不要とすること。なお、補助事業実施期間中も本対応を実施するものとするが、提出された報告書において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など、必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- (2) 使用予定者との間で一時使用に係る管理協定等を締結し、破損した場合の修繕費や光熱水料等使用に関する経費負担を明らかにしておくこと。
- (3) 貸付を行う場合は、原則として、無償貸付とすること。ただし、実費相当額の負担を求めても差し支えないものとする。
- (4) こども家庭庁長官は、必要に応じて、上記別紙様式2により、承認とみなした財産の活用状況について、補助事業者等から報告を受け、又は確認を行うことができるものとする。

5 その他

本決定によらない財産処分の承認手続については、従前のおりとする。

附則

本決定は、令和5年4月1日に遡って適用することとし、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成10年厚生省告示第130号）に基づく成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業として実施されていた研究についても適用する。